
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.174 2019/6/28

1 令和元年度食品衛生法等の規定に基づく食品等の表示に係る夏期一斉取締りの実施について

6月11日、消費者庁は次長名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。

これは、「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」に基づき食品衛生の監視指導の強化が求められる夏期において、食品等の表示の適正を確保する観点から、全国一斉に取締りを実施するもので、その主な内容は次のとおり。

- (1) 実施時期：令和元年7月1日から同月31日まで
- (2) 主な監視指導事項

- ア アレルゲン、期限表示等の衛生・保健事項に関する表示
- イ 保健機能食品を含めた健康食品に関する表示
- ウ 生食用食肉、遺伝子組換え食品等に関する表示
- エ 道の駅や産地直売所、業務用加工食品に関する表示
- オ 食品表示基準に基づく表示方法の普及・啓発

- (3) カンピロバクター食中毒対策の推進について

カンピロバクター食中毒は、日本で発生している細菌性食中毒の中で、近年、発生件数が最も多く、平成30年においても事件数319件、患者数1,995人（厚生労働省公表食中毒統計）で推移していること、及び「食品健康影響評価のためのリスクプロファイル ～鶏肉等におけるCampylobacter jejuni/coli～」(平成30年5月8日、内閣府食品安全委員会公表)において、「健康被害解析及び鶏肉・鶏内臓（以下、「鶏肉等」という。）の汚染実態調査結果から、厚生労働省及び消費者庁より発出された『カンピロバクター食中毒対策の推進について』の通知内容を事業者が遵守することにより、生食又は加熱不十分の鶏肉等の喫食割合が減少し、食中毒が減少すると考えられる。」と示されていることに鑑み、カンピロバクター食中毒の予防対策について、引き続き、加熱が必要な旨の確実な情報伝達等により、加熱用の鶏肉等が生食又は加熱不十分で提供されることのないよう、別添4の啓発パンフレット等を活用し、食品衛生部局と連携しつつ、食品関連事業者等への周知啓発を図ること。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pdf/food_labeling_information_190625_0003.pdf

2 平成30年度食品衛生法等の表示に係る年末一斉取締り結果について

6月25日、消費者庁は標記結果を公表した。これには年末一斉取締り結果及び平成30

年度夏期・年末(総括)一斉取締り結果があり、その主な内容は次のとおり。

食品表示法の措置概要について、命令及び指示はなく、それ以外の措置が夏期2,290件、年末2,017件であった。

許可を要する営業施設及び許可を要しない営業施設への監視指導施設数、違反件数等では、監視指導延べ施設数が夏期386,939施設、年末386,939施設、表示違反が確認された延べ施設が夏期2,481施設、年末2,151施設であった。

年末一斉取締り結果

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pdf/food_labeling_information_190625_0002.pdf

平成30 年度夏期・年末(総括)一斉取締り結果

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pdf/food_labeling_information_190625_0001.pdf